⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加資格の資格を有する者であること。

⑸　平成15年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす建築一式工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が40%以上の場合に限る。)また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

なお、共同企業体の代表者は施工能力が最大で、かつ、出資比率が共同企業体を構成する者の中で最も高い者とすること。

①　建築工事　特定建設共同企業体にあたっては、代表者が㋐の、他の構成員は㋑の施工実績を有すること。

㋐　単体又は共同企業体の代表者

１）建物用途　下記のいずれかに該当する施設

ａ　同種施設　試験・研究施設

ｂ　複合用途施設　「同種施設」と認められる部分が、「３）延床面積」以上ある施設

２）構造及び階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造、地上階数４以上

３）延床面積　7,500㎡以上

４）電磁シールド対策実験室面積（性能水準30ｄＢ以上）　100㎡以上

㋑　共同企業体の代表者以外の構成員

１）建物用途　㋐１）に同じ

２）構造及び階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造、地上階数２以上

３）延床面積　3,500㎡以上

４）電磁シールド対策実験室面積（性能水準30ｄＢ以上）　50㎡以上

②　電気工事

㋐　単体又は共同企業体の代表者

１）建物用途及び延床面積　①㋐１）及び３）に同じ

２）工事種目　受変電設備、中央監視制御設備、自家発電設備、動力設備、電灯設備及び火災報知設備

㋑　共同企業体の代表者以外の構成員

１）建物用途及び延床面積　①㋑１）及び３）に同じ

２）工事種目　②㋐２）に同じ

③　管工事

㋐　単体又は共同企業体の代表者

１）建物用途及び延床面積　①㋐１）及び３）に同じ

２）工事種目　空気調和設備（換気、自動制御設備等含む）、給水設備、排水設備及び消火設備

㋑　共同企業体の代表者以外の構成員

１）建物用途及び延床面積　①㋑１）及び３）に同じ

２）工事種目　③㋐２）に同じ

⑹　過去にＣＡＳＢＥＥの第三者認証において「Ｓ」評価を受けた建築一式工事を施工した実績を有すること。

⑺　工事全般の施工計画が適正であること。

⑻　国、独立行政法人又は地方公共団体等から指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

⑼　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者及び監理業務の受託者（受託予定者を含む。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　次の①から③までの各工事区分に携わる単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、開札日から７日以内に当該工事に専任で配置できる者であること。

①　建築工事

㋐　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建築士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（旧建設大臣が認定した者を含む。）

㋑　１人の者が、平成15年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸①㋑に掲げる工事の経験を有するものであること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が40%以上の場合のものに限る。)

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。ただし、共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。なお、配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

②　電気工事

㋐　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とする者）に合格した者）

・１級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（旧建設大臣が認定した者を含む。）

㋑　１人の者が、平成15年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸②㋑に掲げる工事の経験を有するものであること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が40%以上の場合のものに限る。)

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。ただし、共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。また配置技術者で対象とする工事種目全ての施工経験を満たす者がいない場合は、監理技術者又は主任技術者とは別に満たされない工事種目の施工経験を有する技術者を配置できること。

㋒　監理技術者にあっては、上記①㋒に該当するものであること。

③　管工事

㋐　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門若しくは衛生工学部門に係るものに合格した者。)、技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士（機械部門（選択科目を、「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。)、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「冷暖房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。)に合格した者。)

・１級管工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（旧建設大臣が認定した者を含む。）

㋑　１人の者が、平成15年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸③㋑に掲げる工事の経験を有するものであること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が40%以上の場合のものに限る。)

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。ただし、共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。また配置技術者で対象とする工事種目全ての施工経験を満たす者がいない場合は、監理技術者又は主任技術者とは別に満たされない工事種目の施工経験を有する技術者を配置できること。

㋒　監理技術者にあっては、上記①㋒に該当するものであること。

⑿　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　次の①、②の要件に該当する者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。詳細は入札説明書による。